



第70回 定時株主総会 招集ご通知

日時

令和3年6月29日（火）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

香川県高松市花ノ宮町二丁目3番9号
当社本店（5階）
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

決議
事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役10名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

目次

第70回定時株主総会招集ご通知	P.1
事業報告	P.5
連結計算書類	P.21
計算書類	P.24
監査報告書	P.27
株主総会参考書類	P.33



招集ご通知

証券コード 1939
令和3年6月8日

株 主 各 位

香川県高松市花ノ宮町二丁目3番9号
株式会社 四電五
取締役社長 宮内 義憲

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、令和3年6月28日（月）午後5時10分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時	令和3年6月29日（火）午前10時
2. 場 所	香川県高松市花ノ宮町二丁目3番9号 当社本店（5階） （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項	報告事項 1.第70期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2.第70期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件

	<p>第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件</p> <p>第4号議案 監査等委員である取締役10名選任の件</p> <p>第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件</p> <p>第6号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件</p> <p>第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件</p>
<p>4. 招集にあたっての決定事項</p>	<p>1.書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。</p> <p>2.インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた内容を有効とさせていただきます。</p>

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎次の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.yondenko.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。
- ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
- したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.yondenko.co.jp/>) に掲載させていただきます。

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルスの感染状況にご留意いただき、議決権の行使につきましては、書面またはインターネットによる方法もご活用ください。

本株主総会に出席を検討されている株主さまは、株主総会開催日時点の感染拡大状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場のおりにはマスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会当日は、会場において感染予防のための措置を講じる場合がございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.yondenko.co.jp/>) に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

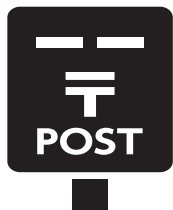
株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 令和3年6月29日（火曜日）午前10時

株主総会にご出席されない場合



■ 書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

令和3年6月28日（月曜日）
午後5時10分到着分まで



■ インターネットによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、行使期限までに、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

令和3年6月28日（月曜日）
午後5時10分受付分まで

詳細は次頁をご参照ください。➡

※書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

議決権行使期限

令和3年6月28日(月曜日) 午後5時10分受付分まで



QRコードを読み取る方法 スマートフォンの場合

QRコードを読み取りいただくことで「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要に



議決権行使書副票(右側)

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

【アクセス手順】

- ①お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取りいただき、ログイン。
- ②ログイン後は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

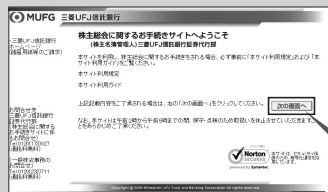
⚠️ 上記方法での議決権行使は1回に限ります。
2回目以降のログインの際は、下記に記載の案内に従ってログインしてください。



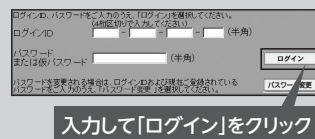
ログインID・仮パスワードを入力する方法 パソコン、2回目以降のスマートフォンの場合

【アクセス手順】

①WEBサイトへアクセス

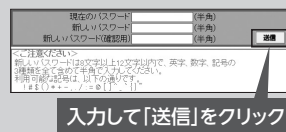


②「ログインID」と「仮パスワード」を入力



「次の画面へ」をクリック

③新しいパスワードの入力



入力して「送信」をクリック

④以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

議決権行使サイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主さまのご負担となります。インターネットのご利用環境によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合があります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

☎️ 0120-173-027

(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生産活動や個人消費が大幅に低下した後、緩やかな持ち直しの動きがみられるものの、累次の感染再拡大により厳しい状況が続いており、四国地域においてもほぼ全国と同様の状況で推移しました。

建設業界におきましては、公共投資が底堅く推移する一方、設備投資や住宅投資は弱含みで推移しました。他方で、新型コロナウイルス感染症による当社グループ事業への影響は、当期では限定的なものとなりました。

こうしたなか、戦略的な営業展開に加え、大型工事の進捗による売上高の増加や原価管理の強化による売上利益率の改善などにより、当連結会計年度の当社グループの受注高は 925億76百万円（前連結会計年度比 12.8%増）、売上高は 896億29百万円（同 8.3%増）、営業利益は 50億89百万円（同 48.9%増）、経常利益は 55億63百万円（同 42.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は 36億52百万円（同 59.5%増）の増収・増益となりました。また、連結ROE（自己資本当期純利益率）も 7.5%となり、「中期経営指針2020」に掲げた業績目標（売上高 850億円以上、営業利益 30億円以上、ROE 5%程度）を大きく上回る成果を収めることができました。

■当連結会計年度の受注高および売上高

(単位：百万円)

区 分	受 注 高			売 上 高		
	金 額	対前連結会計年度		金 額	対前連結会計年度	
		増減金額	増減率 (%)		増減金額	増減率 (%)
設 備 工 事 業	87,472	8,943	11.4	82,239	4,881	6.3
その他の事業	5,103	1,550	43.6	7,389	2,019	37.6
合 計	92,576	10,493	12.8	89,629	6,900	8.3

(2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、首都圏や関西圏における再開発計画などによる底堅い建設需要が見込まれていますが、新型コロナウイルスの感染収束が見通せないなか、受注面、施工面への影響が懸念されるところであります。また、電力関連工事についても、電力自由化等により大きな伸びは期待できないものの、自然災害が激甚化するなかでしっかりライフラインを支えていかなければなりません。

さらに、中長期的には、少子高齢化や経済社会の成熟化などにより市場規模の拡大が見込めない状況にあります。

このような情勢をうけ、引き続き新型コロナウイルスによる業績への影響の極小化に努めるとともに、営業力・技術力の強化や収益基盤の拡充などにより、当社グループの持続的成長の実現と企業価値の向上を目指してまいります。

なお、当社グループが取り組むべき中長期的な施策や数値目標につきましては、次期中期経営指針（2021年度 上半期公表予定）にて、改めてお知らせいたします。

株主の皆さまにおかれましては、これまでどおり、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資総額は、営業所移転先の用地や車両等の取得など 13億39百万円であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、設備投資およびリース資産取得資金の一部に充当するため、長期借入金により 20億50百万円を借入れました。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分			第67期 (平成29年度)	第68期 (平成30年度)	第69期 (令和元年度)	第70期 (当連結会計年度) (令和2年度)
受	注	高	75,425	79,246	82,083	92,576
売	上	高	77,055	80,411	82,728	89,629
営	業	利 益	2,674	2,938	3,418	5,089
経	常	利 益	3,211	3,785	3,906	5,563
親会社株主に帰属する当期純利益			2,284	2,392	2,289	3,652
1株当たり当期純利益			291円23銭	305円10銭	291円99銭	465円49銭
総	資	産	88,315	91,442	88,101	98,998
純	資	産	44,486	46,475	46,511	51,567

- (注) 1. 平成29年10月1日付で、5株を1株とする株式併合を行っております。1株当たり当期純利益については、第67期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し算定しております。
2. 第68期より、『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号平成30年2月16日）等を適用しており、第67期の総資産については、組替えて記載しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社ヨンコービジネス	30	100	リース事業
株式会社キャデワサービス	10	100	設備工事業
株式会社アクセル徳島	20	100	設備工事業
株式会社高知クリエイト	20	100	設備工事業
株式会社アクセル松山	20	100	設備工事業
株式会社香川クリエイト	20	100	設備工事業
株式会社ヨンコーソーラー	10	100	太陽光発電事業
有元温調株式会社	30	100	設備工事業
アイ電気通信株式会社	70	100	設備工事業
菱栄設備工業株式会社	20	100	設備工事業
株式会社関西設備	21	100	設備工事業
株式会社仁尾太陽光発電	10	70	太陽光発電事業
株式会社桑野太陽光発電	10	75	太陽光発電事業

(注) 株式会社仁尾太陽光発電および株式会社桑野太陽光発電は、当連結会計年度より連結の範囲に含めることとしたため、重要な子会社として記載しております。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
設備工事業	配電工事、送電・土木工事、電気・計装工事、空調・管工事、情報通信工事
その他の事業	リース事業、CADソフト販売事業、太陽光発電事業

(8) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

名 称	所在地	名 称	所在地
本 店	香川県高松市	香 川 支 店	香川県高松市
徳 島 支 店	徳島県徳島市	東 京 本 部	東京都港区
高 知 支 店	高知県高知市	大 阪 本 部	大阪府中央区
愛 媛 支 店	愛媛県松山市		

② 連結子会社の本店

会 社 名	所在地	会 社 名	所在地
株式会社ヨンコービジネス	香川県高松市	有元温調株式会社	兵庫県神戸市
株式会社キャデワサービス	香川県高松市	アイ電気通信株式会社	大阪府大阪市
株式会社アクセル徳島	徳島県徳島市	菱栄設備工業株式会社	埼玉県富士見市
株式会社高知クリエイト	高知県高知市	株式会社関西設備	高知県高知市
株式会社アクセル松山	愛媛県松山市	株式会社仁尾太陽光発電	香川県三豊市
株式会社香川クリエイト	香川県高松市	株式会社桑野太陽光発電	徳島県徳島市
株式会社ヨンコーソーラー	香川県高松市		

(注) 株式会社仁尾太陽光発電および株式会社桑野太陽光発電は、「1 (6) 重要な子会社の状況」の注記のとおり、当連結会計年度より連結子会社としております。

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,448名	△3名

(注) 従業員は、就業人員（入向者 335名を含み、連結子会社外への出向者 24名を除く。）により表示しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借入額 (百万円)
株 式 会 社 中 国 銀 行	3,206
株 式 会 社 伊 予 銀 行	2,409
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	2,129

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 8,127,735株(自己株式 280,150株を含む。)
 (3) 株主数 4,034名
 (4) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
四国電力株式会社	2,499	31.85
四電工従業員持株会	461	5.88
株式会社中国銀行	234	2.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	228	2.91
株式会社伊予銀行	222	2.84
株式会社百十四銀行	218	2.79
株式会社愛媛銀行	191	2.44
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	105	1.35
光通信株式会社	101	1.30
日本生命保険相互会社	88	1.12

- (注) 1. 当社は、自己株式 280,150株を保有しておりますが、上記の表から除いております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数(株)	交付対象者数(名)
取締役(社外取締役を除く。)	7,500	8

- (注) 当事業年度中に交付した株式報酬の内容につきましては、「3 (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等」に記載のとおりです。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮内 義 憲	
代表取締役専務取締役	末 廣 憲 二	事業開発部（海外）・営業本部・技術本部担当、原価管理室長
代表取締役専務取締役	古 川 俊 文	人事労務部・経理部・働き方改革担当
代表取締役専務取締役	関 谷 幸 男	電力本部長、事業開発部・安全部担当
常 務 取 締 役	松 岡 一 雄	営業本部長
常 務 取 締 役	重 松 雅 男	営業本部副本部長 兼 アイ電気通信株式会社代表取締役社長
常 務 取 締 役	高 橋 亮	技術本部長、資材部・CAD開発部担当
常 務 取 締 役	山 崎 直 樹	企画広報部・総務部・ITシステム推進室担当
取 締 役	白 井 久 司	四国電力株式会社取締役常務執行役員
取 締 役	森 糸 繁 樹	アオイ電子株式会社社外取締役監査等委員
取 締 役	真 鍋 洋 子	アイル・パートナーズ株式会社代表取締役会長 香川日産自動車株式会社監査役
常任監査役（常勤）	玉 野 弘	
監 査 役（常勤）	白 杵 明 彦	
監 査 役	川 原 央	四国電力株式会社取締役監査等委員 四国電力送配電株式会社監査役
監 査 役	大 藪 修 二	
監 査 役	岡 林 正 文	公認会計士 株式会社日本総陰社外取締役監査等委員

- (注) 1. 令和2年6月26日開催の第69回定時株主総会において、関谷幸男、山崎直樹の両氏は取締役新たに選任され就任いたしました。
2. 令和2年6月26日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって、取締役小嶋唯司、馬場一壽の両氏は任期満了により退任いたしました。
3. 令和2年6月26日開催の取締役会で、取締役関谷幸男氏は代表取締役専務取締役に、取締役山崎直樹氏は常務取締役に選定され就任いたしました。
4. 監査役川原央氏は、令和2年4月1日、四国電力送配電株式会社監査役に就任いたしました。
5. 取締役白井久司、森糸繁樹、真鍋洋子の3氏は、社外取締役であります。
6. 監査役川原央、大藪修二、岡林正文の3氏は、社外監査役であります。
7. 取締役森糸繁樹、真鍋洋子および監査役大藪修二、岡林正文の4氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
8. 監査役岡林正文氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する高度な知識と経験を有しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社のすべての取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令に違反することを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を構成員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会への諮問を経た上で、取締役会で決議しております。

決定方針の概要は、基本報酬である定期月額報酬については、各取締役が、各々の職位・職掌に応じて相協力して会社業績の向上に取り組むため、取締役会が、平成18年6月29日開催の第55回定時株主総会で決議された年額2億1,600万円の範囲内で、各取締役の職位や会社業績等を総合的に勘案し、指名・報酬委員会への諮問を経た上で、決定しております。支給時

期については、各事業年度につき、前事業年度に関する定時株主総会終結後から当該事業年度に関する定時株主総会終結時までの期間の職務執行の対価として、前事業年度に関する定時株主総会終結時の翌月から毎月支給するものとしております。

次に、譲渡制限付株式報酬については、社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲をより一層高めるため、令和2年6月26日開催の第69回定時株主総会で決議された年額5,000万円および1年当たりの割当株式の総数30,000株の範囲内で、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を割り当てすることとしております。報酬額については、本制度の目的、各取締役の職位および会社業績等諸般の事項を勘案の上、対象取締役に特に有利にならない範囲で決定するものとし、職位に応じた割当株式数を含む具体的な取扱いについては、令和2年4月28日開催の取締役会で決議された株式報酬規程の定めによります。なお、各対象取締役に對する譲渡制限付株式の割当てのための金銭報酬債権の支給ならびに譲渡制限付株式の発行または処分に係る事項は、指名・報酬委員会への諮問を経た上で、取締役会の決議により決定しております。支給時期については、各事業年度につき、前事業年度に関する定時株主総会終結後から当該事業年度に関する定時株主総会終結時までの期間の職務執行の対価として、原則として前事業年度に関する定時株主総会終結時から1ヶ月が経過する日までの間に割り当てすることとしております。上記各報酬の構成割合については、企業価値の持続的な向上に向けた健全なインセンティブ付与の観点から、当面の間の目安として、譲渡制限付株式報酬の割合を1～2割程度としております。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容に関して、指名・報酬委員会の答申を得ていることから決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の基本報酬の額は、平成18年6月29日開催の第55回定時株主総会において年額2億1,600万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名（うち、社外取締役は1名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、令和2年6月26日開催の第69回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額5,000万円以内、株式数の上限を年30,000株

以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役除く）の員数は8名です。

監査役の金銭報酬の額は、平成24年6月28日開催の第61回定時株主総会において年額5,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役の定期月額報酬額は、指名・報酬委員会への諮問を経た上で、取締役会からの一任決議を受けて、代表取締役社長宮内義憲氏が決定しております。同氏に委任した理由は、各取締役の職位や会社業績等を総合的に勘案し、指名・報酬委員会の答申に沿って決定するには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会において、事前に取締役の報酬案を審議し、報酬水準の妥当性や決定方針への適合性について確認しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	176 (6)	162 (6)	13 (-)	13 (3)
監査役 (うち社外監査役)	44 (6)	44 (6)	-	5 (3)
合計 (うち社外役員)	221 (13)	207 (13)	13 (-)	18 (6)

- (注) 1. 上記には、令和2年6月26日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含めております。
2. 非金銭報酬等として取締役（社外取締役を除く。）に対して株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容および交付状況は、「3（3）①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」および「2（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役白井久司氏は、四国電力株式会社の取締役常務執行役員であります。当社は同社と工事請負等の取引関係があります。

取締役森糸繁樹氏は、アオイ電子株式会社の社外取締役監査等委員であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。

取締役真鍋洋子氏は、アイル・パートナーズ株式会社の代表取締役会長であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。また、同氏は香川日産自動車株式会社の監査役であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。

監査役川原央氏は、四国電力株式会社の取締役監査等委員であります。当社は同社と工事請負等の取引関係があります。また、同氏は四国電力送配電株式会社の監査役であります。当社は同社と工事請負等の取引関係があります。

監査役岡林正文氏は、株式会社日本総陰の社外取締役監査等委員であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 白井久司	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、電力業界における豊富な経験と幅広い知識を当社経営に活かし、取締役会の一層の活性化を図る役割を期待しており、取締役会での発言等を通じて、その役割を果たしております。
取締役 森糸繁樹	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、金融機関等における企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識をもとに、独立した立場から取締役等の職務の執行を監督するとともに取締役会の一層の活性化を図る役割を期待しており、取締役会での発言等を通じて、その役割を果たしております。
取締役 真鍋洋子	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識をもとに、独立した立場から取締役等の職務の執行を監督するとともに取締役会の一層の活性化を図る役割および女性の視点から有益な意見を期待しており、取締役会での発言等を通じて、その役割を果たしております。

監査役 川原 央	当事業年度開催の取締役会11回全てに、また、監査役会12回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 大数 修 二	当事業年度開催の取締役会11回全てに、また、監査役会12回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 岡林 正文	当事業年度開催の取締役会11回全てに、また、監査役会12回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、全ての社外取締役および社外監査役と、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額となります。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の会計監査人としての報酬等の額

35百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 監査役会は、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬の見積根拠等を確認し検討した結果、上記金額に同意いたしました。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

35百万円

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為を行った場合その他会計監査人に監査を継続させることが相当でないと判断するに至った場合には、解任または不再任の手続きをとることとしております。

5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、取締役会決議により、「業務の適正を確保するための体制」を定めております。当該体制の内容および運用状況は、以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、未来をひらく総合設備企業として、ゆとりと潤いのある生活空間づくりを通じて、社会・経済・文化の発展に貢献していく上で、適法・適正かつ効率的な事業活動を行い、社会からの信頼を得ることが重要であることから、会社法及び会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」を以下のとおり定める。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会を原則として毎月1回開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から職務執行の報告を受け、これを監督する。また、各取締役が自らの権限内で行う職務執行のうち重要なものについては、情報共有することにより、相互に監督する。
- ・グループ行動規範及びガイドライン等のコンプライアンスに関する方針のもと、コンプライアンスに関する委員会を運営し、取締役自らが法令・企業倫理の遵守を積極的に推進する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については、保存期間等の管理方法を定めた社内規程に基づき適切に保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・事業運営に関するリスクについては、毎年度の経営計画に反映し、経営のマネジメントサイクルの中でリスクの統制を行う。
- ・経営に影響を及ぼすおそれのある突発的な危機については、危機管理に関する社内規程に基づき、迅速かつ的確に対応する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・経営計画において、毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・統制評価のマネジメントサイクルを展開する。

- ・経営管理に関する社内規程において、各職位の責任・権限や業務の基本的な枠組みを明確にするとともに、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行う。
 - ・経営管理システムが有効かつ円滑に機能していることを確認するため、内部監査部門による監査を実施する。
- ⑤ **使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
- ・グループ行動規範及びガイドライン等のコンプライアンスに関する方針のもと、従業員の法令・企業倫理の遵守を徹底する。
 - ・適法・適正な業務執行を確認する観点から、内部監査部門による監査を実施する。
- ⑥ **当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ・子会社管理に関する規程に基づいて、計画及び業績に関する定期的な意見交換や経営上重要な事項が発生した場合の報告などにより、グループ内の緊密な情報連係を実施する。
 - ・グループ各社の事業運営に関するリスクについては、毎年度の経営計画に反映し、経営のマネジメントサイクルの中でリスクの統制を行う。
 - ・グループ経営方針に基づき、グループ各社は、毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・統制評価のマネジメントサイクルを展開する。
 - ・グループ行動規範及びガイドライン等のコンプライアンスに関する方針のもと、グループ各社の取締役及び従業員は、法令・企業倫理の遵守を徹底する。
 - ・グループ各社の業務の適正な遂行を確認するため、適宜、当社の内部監査部門による監査を実施する。
- ⑦ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- ・監査役の職務を補助する専任組織として、監査役に直属する監査役室を置き、監査役の求めに応じて必要なスタッフを配置する。
- ⑧ **監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役からの指示の実効性に関する事項**
- ・監査役室のスタッフの職務執行について、取締役の指揮命令からの独立性及び監査役からの指示の実効性を確保する。
 - ・監査役室のスタッフの人事に関する事項については、監査役の意見を尊重する。

⑨ 監査役への報告に関する体制

- ・法令の定めによるもののほか、重要会議への監査役の出席や社内報告制度により、グループ会社を含む重要な業務執行に関する事項について、監査役に報告する。また、監査役から求められた場合、適切に報告する。
- ・監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、不利益な取扱いを行わない。

⑩ 監査の職務の遂行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査の実施のために必要な費用については、当社が負担する。

⑪ その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ・取締役と監査役との定期的な意見交換の実施や内部監査部門と監査役の緊密な関係などにより、監査役監査の実効性を高めるための環境整備を行う。

⑫ 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ・反社会的勢力からの不当要求等に対しては、グループ全体で毅然として対応し、一切の関係を遮断する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、業務の適正を確保すべく制定した「四電工グループ行動規範」や「組織規程」等の諸規程について、事業環境や法令・諸制度等の変化に対応した見直しを適宜実施している。

中期の経営方針や年度の経営計画を策定し、これに基づく業務執行と統制評価を行っており、原則として毎月開催（当事業年度は、11回開催）の取締役会にて重要な意思決定を行うほか、業務報告に基づく統制評価を行っている。また、連結子会社をはじめグループ各社には取締役および監査役を派遣し、業務の執行状況を監督するほか、当社経営層との情報交換を通じて目標・方針等の浸透を図っている。

コンプライアンスについては、日常業務を通じて都度職制を通じた教育を行っているほか、階層別研修、WEBを通じた全従業員教育などを実施し、グループ全体で法令・倫理の遵守徹底に努めている。

内部監査部門は、毎年、内部統制システムの運用状況を監査し、その結果を取締役会に報告している。

監査役には監査に必要な環境が整備され、取締役会資料や決定書等に関する聴取機会が適宜設けられるなど監査の実効性が確保されたほか、代表取締役、会計監査人、内部監査部門との意見交換等を通じて経営情報の共有が図られている。

（本事業報告に記載の金額および株式数は、単位未満を切り捨てて表示しております。）

連結計算書類

連結計算書類

連結貸借対照表 (令和3年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	52,127	流動負債	33,414
現金預金	8,467	支払手形・工事未払金等	14,812
受取手形・完成工事未収入金等	22,179	短期借入金	340
電子記録債権	1,642	1年内償還予定の社債	116
リース投資資産	3,521	1年内返済予定の長期借入金	3,023
未成工事支出金	6,136	未払金	5,303
その他のたな卸資産	2,195	未払法人税等	1,920
関係会社預け金	5,600	未成工事受入金	4,707
その他	2,427	工事損失引当金	31
貸倒引当金	△42	その他	3,160
固定資産	46,870	固定負債	14,015
有形固定資産	28,120	社債	110
建物・構築物	6,938	長期借入金	10,505
機械・運搬具・工具器具・備品	9,052	役員退職慰労引当金	275
土地	12,121	退職給付に係る負債	2,967
建設仮勘定	7	その他	156
無形固定資産	2,606	負債合計	47,430
のれん	2,031	(純資産の部)	
その他	575	株主資本	50,894
投資その他の資産	16,143	資本金	3,451
投資有価証券	11,029	資本剰余金	4,222
長期貸付金	628	利益剰余金	43,869
退職給付に係る資産	2,160	自己株式	△649
繰延税金資産	1,974	その他の包括利益累計額	632
その他	548	その他有価証券評価差額金	582
貸倒引当金	△197	退職給付に係る調整累計額	49
資産合計	98,998	非支配株主持分	41
		純資産合計	51,567
		負債純資産合計	98,998

連結損益計算書 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	82,239	
その他の事業売上高	7,389	89,629
売上原価		
完成工事原価	69,934	
その他の事業売上原価	5,615	75,550
売上総利益		
完成工事総利益	12,305	
その他の事業総利益	1,774	14,079
販売費及び一般管理費		8,989
営業利益		5,089
営業外収益		
受取利息及び配当金	234	
物品売却益	105	
その他	209	549
営業外費用		
支払利息	53	
その他	21	75
経常利益		5,563
特別利益		
固定資産売却益	13	
投資有価証券売却益	19	32
特別損失		
固定資産売却損	0	
減損損失	26	
投資有価証券評価損	95	
その他	12	134
税金等調整前当期純利益		5,461
法人税、住民税及び事業税	2,256	
法人税等調整額	△474	1,781
当期純利益		3,679
非支配株主に帰属する当期純利益		27
親会社株主に帰属する当期純利益		3,652

連結株主資本等変動計算書 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本金 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株 資 合 主 本 計	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る調整 累計額		
当期首残高	3,451	4,221	40,899	△664	47,907	△459	△936	—	46,511
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当			△627		△627				△627
親会社株主に帰属 する当期純利益			3,652		3,652				3,652
自己株式の取得				△2	△2				△2
自己株式の処分		1		17	18				18
連結範囲の変動			△54		△54				△54
連結子会社の増加 による非支配株主持分 の増減								41	41
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額（純額）						1,042	986	—	2,028
連結会計年度中の変動額合計	—	1	2,970	15	2,986	1,042	986	41	5,056
当期末残高	3,451	4,222	43,869	△649	50,894	582	49	41	51,567

計算書類

計算書類

貸借対照表 (令和3年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
流動資産	37,615	流動負債	27,621
現金預金	3,705	支払手形	2,459
受取手形	2,571	工事未払金	11,210
完成工事未収入金	18,235	リース債務	670
未成工事支出金	2,997	未払金	5,063
材料貯蔵品	2,174	未払費用	1,422
前払費用	53	未払法人税等	1,438
関係会社短期貸付金	150	未払消費税等	1,086
未収入金	1,987	未成工事受入金	1,964
関係会社預け金	5,600	預り金	2,270
その他	151	工事損失引当金	31
貸倒引当金	△11	その他	2
固定資産	40,094	固定負債	4,432
有形固定資産	19,433	リース債務	1,513
建物・構築物	5,790	退職給付引当金	2,838
機械・運搬具	255	その他	80
工具器具・備品	79	負債合計	32,054
土地	11,449	(純資産の部)	
リース資産	1,852	株主資本	45,056
建設仮勘定	6	資本金	3,451
無形固定資産	140	資本剰余金	4,222
投資その他の資産	20,520	資本準備金	4,209
投資有価証券	8,176	その他資本剰余金	13
関係会社株式	8,120	利益剰余金	38,031
従業員に対する長期貸付金	27	利益準備金	862
関係会社長期貸付金	600	その他利益剰余金	37,169
破産更生債権等	0	固定資産圧縮積立金	706
長期前払費用	0	別途積立金	29,700
前払年金費用	2,027	繰越利益剰余金	6,762
繰延税金資産	1,436	自己株式	△649
その他	303	評価・換算差額等	598
貸倒引当金	△171	その他有価証券評価差額金	598
資産合計	77,709	純資産合計	45,655
		負債純資産合計	77,709

損益計算書 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	73,859	
兼業事業売上高	2,552	76,412
売上原価		
完成工事原価	63,780	
兼業事業売上原価	2,242	66,022
売上総利益		
完成工事総利益	10,079	
兼業事業総利益	310	10,389
販売費及び一般管理費		7,391
営業利益		2,997
営業外収益		
受取利息及び配当金	612	
物品売却益	105	
その他	172	890
営業外費用		
支払利息	117	
その他	20	137
経常利益		3,750
特別利益		
固定資産売却益	13	
投資有価証券売却益	19	32
特別損失		
固定資産売却損	0	
減損損失	26	
投資有価証券評価損	94	
その他	2	123
税引前当期純利益		3,660
法人税、住民税及び事業税	1,481	
法人税等調整額	△516	964
当期純利益		2,695

株主資本等変動計算書 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自 己 株 式 株 資 合 本 本 計	株 資 合 本 本 計		
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	利 益 準備金	その他利益剰余金							
					固定資産圧縮積立金	特 別 償 却 準備金	別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金				
当期首残高	3,451	4,209	12	862	711	56	29,700	4,633	△664	42,972	△453	42,518
事業年度中の変動額												
固定資産圧縮積立金の取崩					△5			5		-		-
特別償却準備金の取崩						△56		56		-		-
剰余金の配当								△627		△627		△627
当期純利益								2,695		2,695		2,695
自己株式の取得									△2	△2		△2
自己株式の処分			1						17	18		18
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											1,051	1,051
事業年度中の変動額合計	-	-	1	-	△5	△56	-	2,129	15	2,084	1,051	3,136
当期末残高	3,451	4,209	13	862	706	-	29,700	6,762	△649	45,056	598	45,655

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年5月11日

株式会社 四 電 工
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
高 松 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 越 智 慶 太 ㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 池 田 哲 也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社四電工の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社四電工及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

監査報告書

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年5月11日

株式会社 四 電 工
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
高 松 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 越 智 慶 太 ㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 池 田 哲 也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社四電工の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を含む監査計画を定め、内部統制システムの整備・運用状況を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等の職務の執行状況について、取締役会付議事項をはじめその他重要事項に関する意思決定の内容を中心に意見交換を実施いたしました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査計画に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、会計監査人、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、内部監査部門その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決定書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

令和3年5月14日

株式会社四電工 監査役会

常任監査役（常勤）	玉野弘	ⓐ
監査役（常勤）	臼杵明彦	ⓐ
監査役	川原央	ⓐ
監査役	大藪修二	ⓐ
監査役	岡林正文	ⓐ

(注) 監査役川原央、監査役大藪修二および監査役岡林正文は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、長期的に安定した事業展開を図っていく観点から内部留保の充実に努めるとともに、株主価値の向上を基本に、業績や配当性向を勘案しながら株主の皆さまに利益を還元していくことを基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、この基本方針および当期の業績を踏まえ、次のとおりであります。期末配当につきましては、前期に比べ20円増配し1株につき60円といたしたいと存じます。これにより、先に1株につき40円の間配当金をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき100円となります。

○ 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金60円 総額470,855,100円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
令和3年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、更なるコーポレートガバナンスの強化に向け、監査等委員である取締役が取締役会の議決権を付すること等により取締役会の監督機能を一層強化するとともに、事業環境の変化に対応した迅速な意思決定を実現するため、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。

これに伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設、ならびにこれらの変更に伴う条数の繰下げ等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
<u>(3) 監査役会</u>	(削 除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員 数)	(員 数)
第19条 当会社に <u>19</u> 名以内の取締役を置く。	第19条 当会社に <u>10</u> 名以内の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> を置く。
(新 設)	<u>2. 当会社に10名以内の監査等委員である取締役を置く。</u>

現行定款	変更案
<p>(選 任)</p> <p>第20条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、社長1名を置き、なお、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>2. 社長、副社長および専務取締役は、各自当会社を代表する。</p>	<p>(選 任)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>のなかから、社長1名を置き、なお、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>2. 社長および専務取締役は、各自当会社を代表する。</p>

現行定款	変更案
<p>3. 前項のほか、取締役会の決議により会社を代表すべき取締役を選定することができる。</p> <p>(役付取締役の業務執行)</p> <p>第23条 社長は、取締役会の決議に従って当会社の業務を統轄する。</p> <p>2. 副社長、専務取締役および常務取締役は社長を補佐し、当会社の業務を執行する。</p> <p>3. 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議で決めた順序により、他の代表取締役がその職務を代行する。</p> <p>(会長)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって、会長1名を置くことができる。</p> <p>2. 会長は当会社を代表し、取締役会の決議に従って当会社の業務を総理する。</p> <p>3. 会長をおいた場合には、社長は当会社の業務の執行を統轄する。この場合には、第13条、第15条および第25条中、「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</p> <p>(招集および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長に任ずる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>3. 前項のほか、取締役会の決議により取締役(監査等委員であるものを除く。)のなかから、会社を代表すべき取締役を選定することができる。</p> <p>(役付取締役の業務執行)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2. 専務取締役および常務取締役は社長を補佐し、当会社の業務を執行する。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(会長)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)のなかから、会長1名を置くことができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(招集および議長)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>2. 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第27条 取締役会は、その決議によって、相談役および顧問若干名を置くことができる。</p>	<p>2. 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(権 限)</p> <p>第26条 取締役会は、<u>当社の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。</u></p> <p>(業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(決議の省略)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（<u>会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。</u>）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を置くことができる。</u></p> <p>(招 集)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会は、監査等委員会で予め定めた監査等委員がこれを招集する。ただし、必要があるときは、他の監査等委員も招集することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (員 数)</p> <p>第30条 当会社に5名以内の監査役を置く。</p> <p style="text-align: center;">(選 任)</p> <p>第31条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(任 期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>2. 監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会規程)</p> <p>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(常勤の監査役および常任監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を置く。</p> <p>2. 監査役会は、その決議によって、常任監査役を置くことができる。</p>	(削 除)
<p>(招 集)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削 除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削 除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p>第6章 計 算</p> <p>第<u>37</u>条 〕 第<u>40</u>条</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第6章 計 算</p> <p>第<u>34</u>条 〕 第<u>37</u>条</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1. <u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる、第70回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</u></p> <p>2. <u>第70回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、本総会終結の時をもって、取締役全員（11名）の任期が満了いたしますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力が生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名		現在の地位および担当	取締役 在任期間	取締役会 出席回数
1	関谷 幸男	再任	専務取締役 電力本部長、事業開発部・安全部担当	1年	9回／9回 (100%)
2	末廣 憲二	再任	専務取締役 事業開発部（海外）・営業本部・技術本部担当、原価管理室長	6年	11回／11回 (100%)
3	古川 俊文	再任	専務取締役 人事労務部・経理部・働き方改革担当	2年	11回／11回 (100%)
4	山崎 直樹	再任	常務取締役 企画広報部・総務部・ITシステム推進室担当	1年	9回／9回 (100%)
5	中川 隆	新任	常務執行役員 香川支店長	-	-
6	山本 愛朗	新任	常務執行役員 愛媛支店長	-	-
7	柳川 賀久	新任	常務執行役員 徳島支店長	-	-

候補者
番号

1

せき や ゆき お
関谷幸男
(昭和36年2月18日生)

再任

所有する当社の株式数 3,035株

略歴、地位および担当

昭和59年4月 四国電力株式会社入社
平成23年3月 同社松山支店副支店長兼営業部長
平成26年6月 同社お客様本部配電部長
平成28年3月 同社電力輸送本部配電部長
平成28年6月 同社執行役員電力輸送本部配電部長
平成30年4月 同社執行役員、送配電カンパニー配電部担当
令和元年6月 同社常務執行役員、送配電カンパニー社長補佐配電部担当
令和2年3月 当社電力本部参与
令和2年6月 当社専務取締役、電力本部長、事業開発部・安全部担当
現在に至る

候補者
番号

2

すえ ひろ けん じ
末廣憲二
(昭和30年11月5日生)

再任

所有する当社の株式数 6,172株

略歴、地位および担当

昭和49年4月 当社入社
平成24年6月 当社理事営業本部設備技術部長
平成26年3月 当社理事営業本部設備技術部長兼特需対応プロジェクトチームサブリーダー
平成27年3月 当社理事営業本部営業戦略室長
平成27年6月 当社取締役営業本部営業戦略室長
平成28年3月 当社取締役営業企画担当、営業戦略室長
平成28年6月 当社取締役営業企画担当
平成29年6月 当社常務取締役、営業本部・技術本部担当
平成30年3月 当社常務取締役、営業本部・技術本部担当、原価管理室長
平成30年6月 当社専務取締役、経営補佐、企画広報部・事業開発部（海外）・営業本部・技術本部担当、原価管理室長
令和元年6月 当社専務取締役、経営補佐、企画広報部・事業開発部（海外）・営業本部・技術本部担当、東京本部担任、原価管理室長
令和2年6月 当社専務取締役、事業開発部（海外）・営業本部・技術本部担当、原価管理室長
現在に至る

候補者番
号

3

ふる かわ とし ふみ
古川 俊文
(昭和33年1月11日生)

再任

所有する当社の株式数 5,270株

略歴、地位および担当

昭和55年 4月 四国電力株式会社入社
 平成25年 6月 同社人事労務部長
 平成27年 6月 同社執行役員人事労務部長
 平成29年 6月 同社常務執行役員 人事労務部担任
 平成30年 6月 同社常務執行役員 人事労務部・総合研修所担任
 令和元年 6月 当社専務取締役、経営補佐、人事労務部・事業開発部・経理部・働き方改革担当
 令和2年 6月 当社専務取締役、人事労務部・経理部・働き方改革担当
 現在に至る

候補者番
号

4

やま さき なお き
山崎 直樹
(昭和36年10月30日生)

再任

所有する当社の株式数 1,785株

略歴、地位および担当

昭和61年 4月 四国電力株式会社入社
 平成26年 3月 同社高知支店総務部長
 平成28年 8月 当社社長室部長
 平成29年 3月 当社企画広報部長
 平成29年 6月 当社執行役員企画広報部長
 令和元年 6月 当社常務執行役員社長室長兼企画広報部長
 令和2年 6月 当社常務取締役、企画広報部・総務部・ITシステム推進室担当
 現在に至る

候補者
番号

5

なか がわ たかし
中川 隆
(昭和34年1月5日生)

新任

所有する当社の株式数 1,000株

略歴、地位および担当

昭和52年4月 当社入社
平成26年3月 当社香川支店設備工事部長
平成30年3月 当社香川支店営業部長
平成30年10月 当社執行役員香川支店副支店長兼営業部長
令和2年6月 当社常務執行役員香川支店長
現在に至る

候補者
番号

6

やま もと よし ろう
山本 愛朗
(昭和35年12月1日生)

新任

所有する当社の株式数 1,773株

略歴、地位および担当

平成4年4月 当社入社
平成27年3月 当社愛媛支店設備工事部長
平成29年3月 当社愛媛支店営業部長
平成30年6月 当社執行役員愛媛支店長
令和元年6月 当社常務執行役員愛媛支店長
現在に至る

候補者
番号

7

やな がわ よし ひさ

柳川賀久

(昭和37年2月21日生)

新任

所有する当社の株式数 1,700株

略歴、地位および担当

昭和56年 4月 当社入社
 平成25年 6月 当社高知支店営業部長
 平成28年 3月 当社高知支店設備工事部長
 平成29年 3月 当社技術本部設備技術部長
 平成30年 6月 当社執行役員技術本部設備技術部長
 令和元年 6月 当社常務執行役員徳島支店長
 現在に至る

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。ただし、法令に違反することを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。また、被保険者は保険料を負担しておりません。当社は、本年6月に当該保険契約を更新する予定であり、各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。

第4号議案 監査等委員である取締役10名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役10名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力が生じるものといたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名		現在の地位および担当	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数
1	高橋 亮	新任	常務取締役 技術本部長、 資材部・CAD開発部担当	11回/11回 (100%)	-
2	臼杵 明彦	新任	監査役	11回/11回 (100%)	12回/12回 (100%)
3	白井 久司	新任	社外取締役 取締役	11回/11回 (100%)	-
4	川原 央	新任	社外取締役 監査役	11回/11回 (100%)	12回/12回 (100%)
5	森糸 繁樹	新任	社外取締役 独立役員 取締役	11回/11回 (100%)	-
6	真鍋 洋子	新任	社外取締役 独立役員 取締役	11回/11回 (100%)	-
7	岡林 正文	新任	社外取締役 独立役員 監査役	11回/11回 (100%)	12回/12回 (100%)
8	佐野 正	新任	社外取締役 独立役員	-	-
9	橋倉 荘六	新任	社外取締役 独立役員	-	-
10	平野 美紀	新任	社外取締役 独立役員	-	-

候補者
番号

1

たか はし りょう
高橋 亮
(昭和33年8月28日生)

新任

所有する当社の株式数 2,468株

略歴、地位および担当

昭和57年4月 当社入社
平成26年3月 当社営業本部設備技術部部长
平成27年3月 当社営業本部設備技術部部长
平成29年3月 当社執行役員技術本部长
平成30年6月 当社常務執行役員技術本部长
令和元年6月 当社常務取締役技術本部长、資材部担当
令和2年6月 当社常務取締役技術本部长、資材部・CAD開発部担当
現在に至る

候補者
番号

2

うす き あき ひこ
臼杵 明彦
(昭和34年10月23日生)

新任

所有する当社の株式数 3,828株

略歴、地位および担当

昭和57年4月 当社入社
平成22年6月 当社香川支店中讃営業所長
平成25年3月 当社電力本部配電部副部长
平成26年3月 当社電力本部配電部部长
平成27年6月 当社安全部部长
平成28年6月 当社執行役員社長室部长
平成29年6月 当社監査役
現在に至る

候補者
番号

3

しら い ひ さ し
白井久司
(昭和33年10月3日生)

新任

社外取締役

所有する当社の株式数 400株

社外取締役の在任期間 2年

略歴、地位および担当

昭和56年 4月 四国電力株式会社入社
平成20年 3月 同社経理部副部長
平成22年 6月 同社監査役室長
平成24年 6月 同社執行役員経理部長
平成27年 6月 同社常務執行役員経理部長
平成28年 6月 同社常務執行役員経理部担任
平成29年 6月 同社常務取締役、経理部・資材部担当
令和元年 6月 同社取締役常務執行役員事業開発室長、経理部・資材部・情報システム部担当
現在に至る
令和元年 6月 当社取締役
現在に至る

重要な兼職の状況 四国電力株式会社取締役常務執行役員

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

電力業界における豊富な経験と会計・財務をはじめとする幅広い知識を有しており、当社の経営に関して客観的で有益な意見が得られると考えること、また、客観的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査できると考えることから、社外取締役候補者としたものであります。取締役会での発言等を通じて、当社の経営の監督および取締役会の一層の活性化を図る役割を期待しております。

候補者
番号

4

かわ はら ひろし
川原 央
(昭和32年9月12日生)

新任

社外取締役

所有する当社の株式数 400株

略歴、地位および担当

昭和55年 4月 四国電力株式会社入社
 平成22年 3月 同社電力輸送本部送変電部副部長
 平成23年 6月 同社電力輸送本部系統運用部部長
 平成25年 6月 同社電力輸送本部送変電部長
 平成27年 6月 同社執行役員電力輸送本部送変電部長
 平成28年 6月 同社常務執行役員電力輸送本部副本部長送変電部長
 平成29年 6月 同社常務執行役員電力輸送本部副本部長 送変電部担任
 平成30年 4月 同社常務執行役員送配電カンパニー社長補佐 企画部・送変電部担当
 令和元年 6月 同社取締役監査等委員
 現在に至る
 令和元年 6月 当社監査役
 現在に至る
 令和2年 4月 四国電力送配電株式会社監査役
 現在に至る

重要な兼職の状況

四国電力株式会社取締役監査等委員
 四国電力送配電株式会社監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

電力業界における豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の経営に関して客観的で有益な意見が得られると考えること、また、客観的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査できると考えることから、社外取締役候補者としたものであります。取締役会での発言等を通じて、当社の経営の監督および取締役会の一層の活性化を図る役割を期待しております。

候補者
番号

5

もり いと しげ き
森 糸 繁 樹
(昭和22年6月1日生)

新任

社外取締役

独立役員

所有する当社の株式数 一株

社外取締役の在任期間 5年

略歴、地位および担当

昭和46年4月 株式会社百十四銀行入行
平成16年6月 同行取締役総務部長兼庶務管財部長
平成18年6月 同行取締役総務部長
平成19年6月 同行常務取締役
平成20年6月 同行取締役常務執行役員
平成22年4月 同行代表取締役専務執行役員
平成23年4月 同行取締役（平成23年6月退任）
平成23年6月 四国興業株式会社代表取締役社長（平成27年6月退任）
平成28年6月 当社取締役
現在に至る
平成29年6月 アオイ電子株式会社社外取締役
令和元年6月 同社社外取締役監査等委員
現在に至る

重要な兼職の状況 アオイ電子株式会社社外取締役監査等委員

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

金融機関等における企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の経営に関して客観的で有益な意見が得られると考えること、また、中立・独立的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査できると考えることから、社外取締役候補者としたものであります。取締役会での発言等を通じて、当社の経営の監督および取締役会の一層の活性化を図る役割を期待しております。

候補者
番号

6

ま なべ よう こ
真鍋 洋子
(昭和24年1月1日生)

新任

社外取締役

独立役員

所有する当社の株式数 一株

社外取締役の在任期間 5年

略歴、地位および担当

- 平成14年 5月 株式会社サンクスアンドアソシエイツ東四国（現アイル・パートナーズ株式会社）代表取締役社長
- 平成17年 6月 香川日産自動車株式会社取締役
- 平成21年 4月 同社監査役
現在に至る
- 平成24年 5月 株式会社サンクスアンドアソシエイツ東四国（現アイル・パートナーズ株式会社）代表取締役会長
現在に至る
- 平成28年 6月 当社取締役
現在に至る

重要な兼職の状況

アイル・パートナーズ株式会社代表取締役会長
香川日産自動車株式会社監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の経営に関して女性の視点から客観的で有益な意見が得られると考えること、また、中立・独立的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査できると考えることから、社外取締役候補者としたものであります。取締役会での発言等を通じて、当社の経営の監督および取締役会の一層の活性化を図る役割を期待しております。

候補者
番号

7

おか ばやし まさ ふみ
岡 林 正 文
(昭和27年8月2日生)

新任

社外取締役

独立役員

所有する当社の株式数 一株

略歴、地位および担当

昭和50年12月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入社
平成3年6月 同社社員
平成10年6月 同社代表社員
平成14年10月 同社高松事務所地区代表兼地区業務執行社員
平成16年6月 同社経営会議メンバー
平成29年12月 同社退職
平成30年6月 当社監査役
現在に至る
平成31年2月 株式会社日本総陰社外取締役監査等委員
現在に至る

重要な兼職の状況

公認会計士
株式会社日本総陰社外取締役監査等委員

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

会社の経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の経営に関して客観的で有益な意見が得られると考えること、また、中立・独立的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査できると考えることから、社外取締役候補者としたものであります。取締役会での発言等を通じて、当社の経営の監督および取締役会の一層の活性化を図る役割を期待しております。

候補者
番号

8

さ の だだし
佐野 正
(昭和26年2月3日生)

新任

社外取締役

独立役員

所有する当社の株式数 一株

略歴、地位および担当

- 昭和48年4月 日本国有鉄道入社
- 平成12年6月 四国旅客鉄道株式会社取締役自動車部長
- 平成16年6月 同社常務取締役鉄道事業本部長（平成18年6月退任）
- 平成18年6月 株式会社ジェイアール四国ホテル開発代表取締役社長（平成22年6月退任）
- 平成22年6月 ジェイアール四国バス株式会社代表取締役社長（平成26年6月退任）
- 平成26年4月 公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー理事長
現在に至る
- 平成26年6月 株式会社ジェイアール四国企画代表取締役社長
- 平成28年6月 同社顧問
現在に至る

重要な兼職の状況

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー理事長
株式会社ジェイアール四国企画顧問

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に加え、公益的な活動を通じた客観的で有益な意見が得られると考えること、また、中立・独立的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査できると考えることから、社外取締役候補者としたものであります。取締役会での発言等を通じて、当社の経営の監督および取締役会の一層の活性化を図る役割を期待しております。

候補者
番号

9

はし くら そう ろく
橋 倉 庄 六
(昭和31年1月6日生)

新任

社外取締役

独立役員

所有する当社の株式数 500株

略歴、地位および担当

昭和54年4月 旭化成工業株式会社（現旭化成株式会社）入社
平成4年4月 株式会社タダノ入社
平成17年4月 同社企画管理部部長
平成24年4月 同社執行役員企画管理部門担当補佐、企画管理部部長
平成26年11月 同社執行役員企画管理部門担当
平成28年4月 同社執行役員常務企画管理部門担当
平成29年7月 同社執行役員常務企画管理部門・ICT部門担当
令和2年4月 同社企画管理部門付顧問
現在に至る

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の経営に関して客観的で有益な意見が得られると考えること、また、中立・独立的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査できると考えることから、社外取締役候補者としたものであります。取締役会での発言等を通じて、当社の経営の監督および取締役会の一層の活性化を図る役割を期待しております。

候補者番
号

10

ひらのみき
平野美紀
(昭和43年9月12日生)

新任

社外取締役

独立役員

所有する当社の株式数 一株

略歴、地位および担当

- 平成9年8月 国立精神・神経センター（現国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター）精神保健研究所研究員
- 平成16年4月 財団法人東京都医学研究機構東京都精神医学総合研究所（現公益財団法人東京都医学総合研究所）研究員
- 平成18年4月 香川大学法学部助教授
- 平成19年4月 同校法学部准教授
- 平成25年4月 同校法学部教授
現在に至る

重要な兼職の状況 香川大学法学部教授

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

会社の経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる法学専攻の大学教員としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の経営に関して女性の視点から客観的で有益な意見が得られると考えること、また、中立・独立的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査できると考えることから、社外取締役候補者としたものであります。取締役会での発言等を通じて、当社の経営の監督および取締役会の一層の活性化を図る役割を期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 白井久司、川原央、森糸繁樹、真鍋洋子、岡林正文、佐野正、橋倉莊六、平野美紀の8氏は社外取締役候補者であります。当社は、森糸繁樹、真鍋洋子、岡林正文の3氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、佐野正、橋倉莊六、平野美紀の3氏を同取引所の定めに基づく独立役員とし届け出る予定であります。
3. 白井久司氏は現在および過去10年間において、当社の特定関係事業者である四国電力株式会社の業務執行者であります。
4. 川原央氏は現在および過去10年間において、当社の特定関係事業者である四国電力株式会社の業務執行者であります。また、同氏は現在および過去10年間において、当社の特定関係事業者である四国電力送配電株式会社の役員であります。
5. 川原央氏は、当社の特定関係事業者である四国電力株式会社から、令和元年6月に同社取締役監査等委員に就任するまでの間、業務執行者としての給与等を受けておりました。

6. 白井久司、川原央、森糸繁樹、真鍋洋子、岡林正文の5氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令で定める額となります。なお、選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、当社は、佐野正、橋倉荘六、平野美紀の3氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。ただし、法令に違反することを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。また、被保険者は保険料を負担しておりません。当社は、本年6月に当該保険契約を更新する予定であり、各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬は、各取締役が、各々の職位・職掌に応じて相協力して会社業績の向上に取り組むため、平成18年6月29日開催の第55回定時株主総会で決議された年額（2億1,600万円）の範囲内で、各取締役の職位や会社業績等を総合的に勘案して決定することを基本方針としております。

今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当該基本方針を踏まえて、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額2億円以内といたしたいと存じます。この内容は、移行後の取締役の職務と責任および定款に定める員数等諸般の事項を勘案しており、指名・報酬委員会において、報酬水準の妥当性や基本方針への適合性を確認していることから、相当と考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針について所要の変更を行うことを予定しております。

現在の取締役は11名ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名となります。

本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力が生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額7,000万円以内と定めることといたしたいと存じます。この内容は、移行後の監査等委員である取締役の職務と責任および定款に定める員数等諸般の事項を勘案しており、指名・報酬委員会の諮問を経ていることから、相当と考えております。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は10名となります。

本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力が生じるものとしたします。

第7号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬は、令和2年6月26日開催の第69回定時株主総会において、従来の取締役の報酬額とは別枠の年額5,000万円以内としてご承認をいただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲をより一層高めるため、監査等委員会設置会社へ移行した後の対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

また、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額は、移行前と同様に、第5号議案としてご承認をお願いする報酬額（年額2億円以内）とは別枠として、これまでと同額の年額5,000万円以内と定めることといたしたいと存じます。この内容は、本制度の目的、会社業績等諸般の事項を勘案しており、相当と考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針について所要の変更を行うことを予定しております。

現在の対象取締役は8名ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は7名となります。

本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力が生じるものいたします。

なお、対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の内容は、令和2年6月26日開催の第69回定時株主総会において承認可決された内容と同一であり、その詳細は下記のとおりです。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬について、指名・報酬委員会の諮問を経て、当社取締役会決議に基づき、上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数30,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役の地位を退任する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役の地位を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

香川県高松市花ノ宮町二丁目3番9号
株式会社四電工本店
(5階)

交通

- 花ノ宮町バス停から
徒歩 約4分
- ことでん栗林公園駅から
徒歩 約12分
- JR栗林駅から
徒歩 約20分



お願い

駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。